第六十二条中「第三項」を「第二項」に改める。

第六十三条第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

第六十四条中「第三項」を「第二項」に改める。

様式第一中「㊞」を削る。

様式第一、様式第六、様式第八、様式第三十三、様式第三十四及び様式第三十六から様式第四十の三まで中「㊞　又は識別ラベル」を削る。

様式第一の備考7を削り、同様式の備考8中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同備考を同様式の備考7とし、同様式中備考9を備考8とし、備考10から備考13までを一ずつ繰り上げ、同様式の備考14を削り、同様式中備考15を備考13とし、備考16から備考19までを一ずつ繰り上げる。

様式第二中「㊞　又は識別ラベル」を削り、「新氏名又は名称　　」の下に「㊞」を加える。

様式第三中「㊞　又は識別ラベル」を削り、「新住所又は新居所　　」の下に「㊞」を加える。

様式第二の備考1、備考4及び備考5を削り、同様式中備考3を備考5とし、備考2を備考4とし、同様式に備考1から備考3までとして次のように加え、同様式の備考6中「第2項」を「第3項」に改め、同様式の備考7中「第3項」を「第4項」に改め、同様式の備考8中「9、13及び16から19」を「8、12及び14から17」に改める。

1　特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない。その場合、「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。

2　備考1に記載の者以外の者が届出をする場合は、当該届出人の印を押すことを要しない。代理人によるときであって本人が法人の場合にあっては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。

3　特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、「その他」の欄を設け、「○○願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を少なくとも一つ記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「出願番号」を「出願日」とし、「令和何年何月何日提出の○○願」のように出願の年月日を記載する。

様式第三の備考1中「第3項」を「第4項」に改め、同様式の備考2中「9、13及び16から19」を「8、12及び14から17」に、「及び3から7」を「から3まで及び5から7」に改める。

様式第四及び様式第五を次のように改める。

様式第4及び様式第5　削除

様式第六の備考2中「記載し、代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考8中「㊞」を削り、同様式の備考9中「、9、14及び16から19」を「8及び14から17」に改める。

様式第七の備考7中「記載しその横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改め、同様式の備考8を削り、同様式中備考9を備考8とし、備考10を備考9とし、備考11を備考10とし、備考12を備考11とし、同様式の備考13中「は本人の印及び識別ラベル（」を「であって」に改め、「並びに印及び識別ラベル）」を削り、同備考を同様式の備考12とし、同様式中備考14を備考13とし、備考15を備考14とし、備考16を備考15とし、備考17を備考16とし、同様式の備考18中「17及び18」を「15及び16」に改め、同備考を同様式の備考17とする。

様式第八の備考中「13から19」を「12から17」に改め、「並びに様式第2の備考1から3まで及び5」を削り、同備考を同様式の備考5とし、同様式に備考1から備考4までとして次のように加える。

1　「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、代表者の氏名を記載する。

2　「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。

3　日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

4　代理人によるときであって本人が法人の場合にあっては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。

様式第十一の備考8中「又は提出する書類に印を押さず若しくは識別ラベルをはらないでした手続」及び「、「代表者」」を削る。

様式第十三の備考2中「記載し、その横に印を押す」を「記載する」に、「記載し、その横に代表者の印を押す」を「記載する」に改める。

様式第十九の備考6中「第3項」を「第2項」に改め、同様式の備考7中「第4項」を「第3項」に改め、同様式の備考8中「第69条第4項」を「第69条第3項」に改める。

様式第二十の備考3、様式第二十一の備考2、様式第二十二の備考5、様式第二十三の備考2、様式第二十四の備考3、様式第二十五の備考1及び様式第二十六の備考1中「第3項」を「第2項」に改める。

様式第三十一の備考9中「17及び18」を「15及び16」に、「9まで及び12から16」を「8まで及び11から15」に改める。

様式第三十一の二中「㊞」を削り、同様式の備考11中「代理人によるときは本人の印は不要とし、」を削り、同様式の備考16中「17から19」を「15から17」に改める。

様式第三十三の備考5中「13、14及び16から19」を「12及び14から17」に、「様式第2の備考1から3まで及び5」を「様式第8の備考1から4」に改める。

様式第三十四の備考2中「8、9、11から14まで及び16から18」を「7、8及び10から16まで」に、「、様式第2の備考2及び3並びに様式第6の備考1」を「並びに様式第8の備考1から4まで」に改める。

様式第三十五の備考2中「10、13及び16から19」を「9及び12から17」に、「様式第2」を「様式第8に」改める。

様式第三十六の備考2中「、8から14まで及び16から19」を「及び7から17」に改める。

様式第三十七の備考2中「、6、8、13、14及び16から19」を「から7まで及び12から17」に、「様式第2の備考2及び3」を「様式第8の備考1から4まで」に改める。

様式第三十八の備考4、様式第三十九の備考3、様式第四十の二の備考3及び様式第四十の三の備考中「、14及び16から19」を「及び14から17」に、「様式第2」を「様式第8」に改める。